令和8年度

キラメキポイント制度のご案内





お申込み不要！

インターネットでポイント残高や履歴が確認できます

パソコン版URL　https://members.aichi-ja.or.jp/p/gm/index.html

スマホ版URL　https://members.aichi-ja.or.jp/kumex/sp/sp_index.p.html?JAC=6606

スマホ版QRコード



上記URLまたはQRコードのキラメキポイント照会専用サイトで、**ポイントID**と**パスワード**を入力し、ログインして確認できます。

パスワードの初期設定は西暦の生年月日8ケタです。（【例】1980年12月1日生→19801201）

※初回ログイン後にパスワード変更機能でパスワードの変更をおすすめします。

※システム変更に伴い、こちらの機能は令和8年12月末までとなります。
令和9年1月以降はポイント端末にてご確認ください。（詳細はp6を参照してください）

ポイント会員申込受付部署

西浦支店　57−4185	形原支店　57−4115	塩津支店　68−7340	中部支店　68−8778
東部支店　67−7118	三谷支店　68−6176	大塚支店　59−8921	

グリーンセンター蒲郡	68−8080	Aコープかたはら	57−8171
Jセルフ形原SS	57−5148	Jセルフ塩津SS	67−6155
Jセルフ平田SS	67−8211	Jセルフ大塚SS	59−7617

制度に関するお問い合わせ先　企画情報課　0120-811017（ポイントいーな）　*受付時間 9:00〜17:00(土･日祝除く)

JA蒲郡市
https://www.ja-gamagori.or.jp/



キラメキ✧ポイント制度のご案内

制 度 の 概 要

「キラメキ　ポイント制度」は、ＪＡ蒲郡市の事業を利用した組合員・利用者の方へ、利用度に応じたポイントを付与します。そのポイントをカードに貯めていただき、ＪＡ蒲郡市の各店舗でポイント使用による値引き、またはご用意した商品とポイント交換していただく制度です。

会員資格

会員申込みをされた方。

カードの発行

本人名義のカードを**１枚限り**発行します。
発行手数料及び年会費は無料です。

ポイントの貯め方

年間を通じて行う**「基本ポイント」**、キャンペーン・イベントなどタイムリーに行う**「キャンペーンポイント」**、年間を通じて行う**「ボーナスポイント」**でポイントが貯まります。

「基本ポイント」及び「ボーナスポイント」の内容はP.３からの**「キラメキ ポイント制度 ポイント基準表」**の通りです。

「キャンペーンポイント」については、その都度、店頭・広報誌・ホームページ等で告知します。

ポイント付与の方法

支店・グリーンセンター蒲郡・Ａコープかたはら・ガソリンスタンドで取引をされた時に付く**「店頭ポイント」**とそれ以外の**「後方ポイント」**の２種類があり、色々な事業でポイントが付きます。

※後方ポイントは、次に紹介するポイント端末でポイントカードに記録することでご使用になれます。

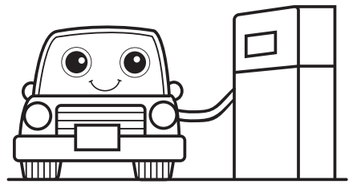
例えば･･･



・定期貯金
・定期積金



・グリーンセンター蒲郡
・Ａコープかたはら
でのお買物

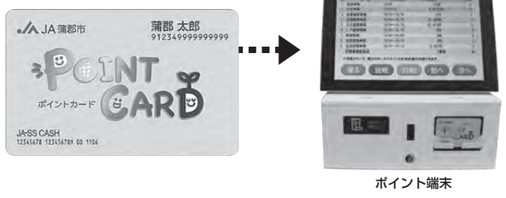


・ガソリンスタンドでの給油・洗車
・タイヤ・オイルなどの商品の購入等
※組合員加算ポイント（後方ポイント）

ポイントの記録

「後方ポイント」は以下の店舗に設置してある「ポイント端末」の所定の場所にカードを置くことで、ポイントがカードに記録されます。カードに記録しないと、ポイントは使用することができません。

＜設置場所＞
・各支店　　・グリーンセンター蒲郡
・各ＳＳ　　・Ａコープかたはら



ポイント端末

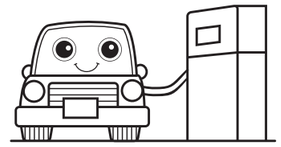
ポイントの使い方

カードに貯まったポイントに対して、**１ポイント１円換算**で商品を**値引き**又は**交換**します。
（ただし、たばこ、商品券等を除く）

①値引き　１ポイントから利用可能！

商品を購入する時にレジ・給油機にてカードに貯まったポイント分まで値引きします。
値引きは複数事業利用ポイントの計算対象となります。

・営農事業所
・グリーンセンター蒲郡
・Ａコープかたはら
・ガソリンスタンド





②交換　お好きな商品と交換！

・健康診断（集団人間ドック）及び
オプション検査の受診料



・生活文化講座の参加料



・カタログ商品との交換（P.5参照）



※交換商品に対してはポイントは付きません。また、交換商品は、複数事業利用ポイントの計算対象外です。

カードの紛失・盗難等

カードの紛失・盗難等の場合は、最寄りのＪＡ店舗へ申し出てください。なお、紛失によりカードを再発行する場合は、手数料として**550円（税込）**をいただきます。

再発行により、以前に発行されたカードは無効となりますが、貯まったポイントはそのまま引き継がれます。なお、未記帳ポイント（後方ポイントでカードに記録していないポイント）は再発行後にカードへの記録が必要です。

カードの停止

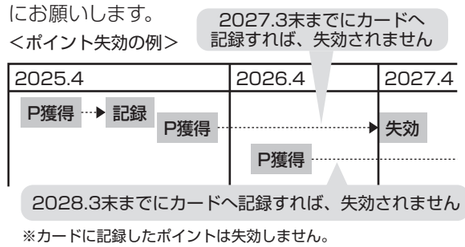
最後にカードを用いてポイント付与（後方ポイントは含まない）・ポイント使用・ポイント記録した日から2年間が経過した時、自動的にカードが停止となり、使用できなくなります。

その際は、「ポイント端末」の所定の場所にカードを置くことで、停止解除となります。

ポイントの失効

カードに記録していないポイント（後方ポイント）については、翌年度の3月末をもって失効となりますので、年に一度は、ポイントを記録するようにお願いします。

＜ポイント失効の例＞



※カードに記録したポイントは失効しません。

会員資格の喪失

組合員以外の方は、最後にポイント取引又はカードを使用した日の翌日から2年間を経過する日が属する年度末に会員資格を喪失し、ポイント残高は全て消滅します。

キラメキ ポイント制度
ポイント基準表

（1）基本ポイント

事業	ポイント付与項目	基準単位	付与ポイント		付与方法タイミング	備　考
			組合員	員　外		
信用	定期貯金　ご契約	10万円につき	10	5	店頭	
	定期積金　ご契約	10万円につき	10	5	店頭	定期積金の給付契約金によります。
	給与新規振込　指定	5万円未満	500	350	後方	
		5万円以上	2,000	1,500		
	年金新規振込　指定	年金1種類につき	500	350	後方	公的年金に限ります。
店舗	グリーンセンター蒲郡、 Aコープかたはらでのお買い上げ	500円(税抜)につき	3	2	店頭	商品券・たばこ・宅配料など 一部除外品があります。
燃料	ガソリンスタンドでの お買い上げ	ガソリン･軽油 4Lにつき	2	1	店頭	レシート上は、員外ポイントで表示されますが、組合員の方の加算ポイントは後方付与となりますので、後日ポイント端末でご確認ください。 ※クレジットカード利用では付与されません。
		店頭灯油4Lにつき	2	1		
		洗車･タイヤ･オイルなど 500円(税抜)につき	4	2		
	生活機器、石油機器のお買い上げ	1,000円(税抜)につき	3	2	後方	
葬祭	墓石･仏壇･ペット供養品のお買い上げ、 法要(返礼品･会食･ホール利用等)、 遺品整理のご利用	1,000円(税抜)につき	5	4	後方 (翌月)	

※「後方」の付与のタイミングは営業日の関係上、前後することがあります。

（2）ボーナスポイント（ボーナスポイントの付与は、計算基準日及びポイント付与日にポイント会員であることが条件となります。）

※共済しあわせ夢ポイントは令和7年度をもって廃止となりました。

1）店舗産直ポイント

名　称	対象取引 計算基準日	基準単位 （購入品数）	付与ポイント 組合員	員　外	付与方法 タイミング	備　考
店舗産直 ポイント	グリーンセンター蒲郡、 Aコープかたはらでの 産直品の合計購入品数	200品～299品	200		後方 （年1回/ 7月上旬）	
		300品～399品	300			
		400品～499品	400			
		500品以上	500			





〈産直品〉の見分け方

〈生産者の名前が書いてあるラベル〉を参考にしてください。

ラベル例



2）複数事業利用ポイント

①ランク基準

事業	ボーナス名称	対象取引 （計算基準日）	ランク	基準単位	付与ポイント 組合員	付与ポイント 員外	付与方法 タイミング	備　考
総合	複数事業 利用ポイント	下記「複数事業利用点数一覧表」参照 （3月末）	A	320点以上	30,000		後方 （年1回/ 7月上旬）	組合員限定の ボーナスポイントです。 ※3月末時点で 組合員の方
			B	240点～310点	20,000			
			C	200点～230点	10,000			
			D	160点～190点	5,000			
			E	90点～150点	1,000			

②複数事業利用点数一覧表　※基準単位は税抜金額となります。

事業カテゴリ	基　準	事業点数	内　容
①信用	1～7点	10	3月末現在の貯金平均残高、定期積金給付契約金、融資平均残高、各種利用取引に応じた信用点数の合計による ＊下記「信用事業利用基準表」に基づき計算します
	8～15点	50	
	16～24点	60	
	25点以上	70	
②営農	10,000円～50,000円未満	10	肥料・農薬・営農資材・営農重油・営農灯油などの利用高による
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円～500,000円未満	50	
	500,000円～1,000,000円未満	60	
	1,000,000円以上	70	
③店舗 (産直･共選品)	10,000円～50,000円未満	10	Aコープかたはら､グリーンセンター蒲郡の産直品･共選品の利用高による ・産直品…産直会員が出荷した野菜、果物、切り花など ・共選品…JA蒲郡市の選果場に出荷されたみかん､いちご､アスパラガス､ネギなど
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円以上	50	
④店舗 (③以外)	10,000円～50,000円未満	10	Aコープかたはら、グリーンセンター蒲郡における 上記の産直品・共選品以外の利用高による
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円以上	50	
⑤SS (燃料油)	10,000円～50,000円未満	10	JA蒲郡市の各給油所でのガソリン･混合油･軽油･灯油･重油の利用高による ※JA蒲郡市以外のJA－SSでの取引（相互給油）は対象外 ※クレジットカード利用による取引は対象外
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円以上	50	
⑥SS (⑤以外)	5,000円～50,000円未満	10	JA蒲郡市の各給油所での燃料油以外での利用高による ・対象取引…オイル､タイヤ､バッテリー､アクセサリー､洗車､車検､生活機器､石油機器､配管など ※クレジットカード利用による取引は対象外
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円以上	50	
⑦葬祭	10,000円～200,000円未満	10	葬儀費用一式代金（祭壇装具、ホール利用料、香典返し等）、法要（返礼品、会食、ホール利用料等）、墓石・仏壇の購入等の利用高による
	200,000円以上	50	
⑧資産管理	10,000円～100,000円未満	10	生活支援サービスの利用高による ・家事支援サービス（リフォーム工事、シロアリ駆除等） ・防犯対策サービス
	100,000円～500,000円未満	30	
	500,000円以上	50	
⑨生活指導	5,000円～35,000円未満	10	農業新聞（紙版･電子版）､ちゃぐりん､地上等の生活指導機関誌の購入代金による ※農業新聞(電子版)のクレジットカード利用による取引は対象外
	35,000円以上	20	
事業 カテゴリ 利用数	2事業カテゴリ	10	上記①～⑨のうち、10点以上獲得した事業カテゴリをカウントし、 事業カテゴリ数に応じて加点する （1事業カテゴリのみの利用は加点なし）
	3事業カテゴリ	50	
	4事業カテゴリ	70	
	5事業カテゴリ	80	
	6事業カテゴリ	90	
	7事業カテゴリ	100	
	8事業カテゴリ	110	
	9事業カテゴリ	120	

③信用事業利用基準表

	基準項目	利 用 高	信用点数
利用高基準	貯金平均残高 (定期貯金含む)	1万円～100万円未満	1
		100万円～200万円未満	2
		200万円～500万円未満	3
		500万円～2,000万円未満	5
		2,000万円以上	7
	定期積金 給付契約金 (3月末時点)	10万円～25万円未満	1
		25万円～50万円未満	2
		50万円～100万円未満	3
		100万円～300万円未満	5
		300万円以上	7
	融資平均残高	10万円～100万円未満	1
		100万円～300万円未満	2
		300万円～500万円未満	3
		500万円～1,000万円未満	5
		1,000万円以上	7

	基準項目	利用取引		信用点数
利用取引基準	振込契約	給与、年金、農産物代金		各5
	振替契約	五大公共料金 (NHK､電気､電話､ガス､水道) ※収納代行による振替およびクレジットカードによる決済は対象外となる場合があります。	1種目	1
			2種目	2
			3種目	3
			4種目	5
			5種目	7
		税金		1
	ローン契約	住宅ローン		5
		教育ローン、マイカーローン		各4
		カードローン		3
		その他ローン		2
	その他	ＪＡカード		3
		住宅金融支援機構		1
		財形貯金		1
		マル優、マル財		各1
		ネットバンク		2
		ＪＡバンクアプリ		2
		投資信託残高あり		2

複数事業利用ポイントの計算の仕方

計算例

①奨励対象期間内にＪＡ蒲郡市でご利用いただいた本人名義の取引内容に対し、複数事業利用点数一覧表（P.４）に基づいて、合計点数を算出します。



組合員限定

既に90点以上あるが組合員でない方

組合員に加入いただければ、その年度から奨励対象となります。

本人名義でのご利用内容

●信用事業（８点）	50点
（貯金（平均残高10万円）…１点／給与振込契約…５点／振替契約（電気・水道）…２点）	
●グリーンセンターでみかんを購入(年間 1万円)	10点
●ガソリン給油（年間 12万円）	50点
●事業カテゴリ利用数（３事業カテゴリ）	50点
合計	160点

②合計点数を複数事業利用ランクにあてはめてランクを決定します。

＜複数事業利用ランク＞

ランク	合計点数	付与ポイント
A	320 点以上	30,000
B	240 点～ 310 点	20,000
C	200 点～ 230 点	10,000
D	160 点～ 190 点	5,000
E	90 点～ 150 点	1,000

合計点数160点は
Dランクになり、
5,000ポイント
が付与されます



JA蒲郡市をたくさん利用して、ランクアップをめざそう！

ポイント交換商品カタログ

ポイント交換商品カタログでは、蒲郡産の農産物や加工品・野菜の詰め合わせをはじめ、国産の農畜産物なども掲載しています。蒲郡産農産物の加工品詰め合わせはカタログ限定の商品となっています。ぜひ一度ご覧ください。

カタログ設置店舗 各支店、グリーンセンター蒲郡、Ａコープかたはら、各ＳＳ

商品の申し込み ポイント端末よりお申し込みできます。操作方法はカタログに記載されています。

組合員への優遇

ポイント付与は、組合員の方が有利な設定になっています。

例えば・・・

●定期貯金30万円のご契約をした時　●Ａコープで5,000円（税抜）のお買い物をした時　●１年間、ＪＡ蒲郡市で各事業を利用した時

通常 15P付与 組合員なら 30P付与	通常 20P付与 組合員なら 30P付与	ランクに応じて、 最大30,000Pの付与 組合員限定のボーナス

まだ組合員加入がお済みでない方は、ぜひお申し込みください。

※蒲郡市外にお住まいの方が組合員になるには一定の条件があります。詳しくはお申し込み時にご確認ください。

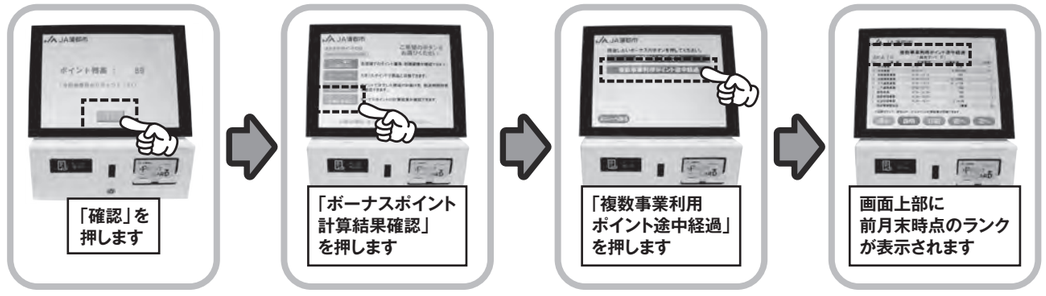
組合員加入申し込みに必要なもの

- ●JA蒲郡市の本人名義の普通貯金通帳またはキャッシュカード（貯金口座が無い場合は、支店で口座開設が必要です）
- ●印鑑（認印で可）及び本人確認書類(免許証、保険証、年金手帳等)
- ●加入申込金(出資金)※准組合員は、出資金2口1,000円からの加入をお願いしています。

途中経過を確認しながら上のランクをめざそう！

複数事業利用ポイントの途中経過は、ポイント端末やキラメキネットで確認できます。

① ポイント端末で確認！

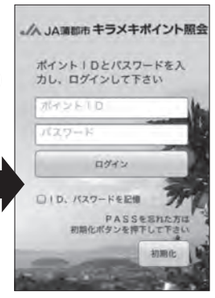


② キラメキネットで確認！

スマホ版

スマホ版QRコード

スマホはこちらから





ポイントID、
パスワードを入力
※パスワードの初期設定は西暦の生年月日8桁です



「複数事業利用ポイント途中経過」を選択すると、途中経過のランクと合計点数を確認できます。

途中経過は、10月末以降、毎月初旬に更新されます。利用状況をチェックして上のランクを目指し、たくさんのポイントをもらおう！

※システム変更に伴い、②の機能は令和8年12月末までとなります。令和9年1月以降は①のポイント端末にてご確認ください。

ＪＡ蒲郡市「キラメキ ポイント制度」 会員規約

(目的)
本規約は、ＪＡ蒲郡市「キラメキ　ポイント制度」会員（以下「会員」という。）と蒲郡市農業協同組合（以下「当組合」という。）との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、ＪＡ蒲郡市「キラメキ　ポイント制度」（以下、「ポイント制度」という。）に関する取扱いを定めたものです。

第１条　会員
(会員定義)
会員は、本規約を承認のうえ、当組合でポイント制度の入会申込書を提出した方のうち、所定の手続が完了された方をいいます。
なお、2011年12月31日時点において、既に当組合の組合員である方は、入会の申し込みを経ずに会員になることができます。

第２条　ポイントカード（以下、「カード」という）の発行と取扱い
（１）(カードの発行・貸与)
カードは、第１条の会員に対し、会員証として、本人に１枚限り発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当組合に属します。
（２）(カードの使用等の制限)
カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。
（３）(発行手数料・年会費)
発行手数料及び年会費は無料です。

第３条　ポイントの付与と残高確認
（１）(ポイント付与方法)
ポイントの付与は店頭付与と後方付与があります。
店頭付与は、取引時に当組合の店舗等でポイントを付与するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。
後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントを付与するもので、会員自ら当組合の店舗等でカードにポイントを記録することで使用可能となります。
（２）(ポイント付与基準)
付与されるポイントの内容及び取扱いは、当組合所定の「キラメキ　ポイント制度　ポイント基準表」のとおりです。
ただし、「キラメキ　ポイント制度　ポイント基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。
また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとします。
（３）(カード不携帯時の店頭ポイントの扱い)
カード不携帯時は、原則、ポイントはつきません。
（４）(ポイント残高の確認)
ポイント残高は、レシート、カードの利用が可能な店舗、ポイント端末、キラメキネットにてご照会いただけます。
ただし、一部店舗及び事業では、ポイント残高がレシートに表示されない場合があります。

第４条　ポイントの使用方法等
（１）(ポイントの使用)
会員が獲得したポイントは、当組合所定の方法により使用することができます。
ただし、使用方法については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。
（２）(カードの提示)
ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとします。
（３）(現金との引換)
ポイントは如何なる場合も現金との引換はできません。
（４）(返品・取消時の処理)
会員が購入した商品及びサービスを、会員の都合により返品・取消する場合は、返品時等にカードを提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当数は加算、付与したポイント相当数は減算します。
（５）(ポイント残高がマイナスの場合の扱い)
第４項により、ポイント相当数が減算されカードのポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて清算させていただくことがあります。

第５条　ポイントの譲渡等
(ポイントの譲渡等の制限)
会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。
ただし、会員が死亡した場合等に限り、同一世帯の他の会員へポイントを譲渡することが可能です。

第６条　ポイントの有効期限
(ポイントの有効期限)
ポイントには、原則として有効期限がありません。ただし、次のいずれかの場合、該当するポイントは失効するものとします。
①後方付与されたポイントで、カードに記録可能となる日の翌年度末までに記録されなかった場合の該当ポイント。
②会員資格の喪失、その他組合が必要と判断した場合の全てのポイント。
なお、失効ポイントは、農業支援に活用するものとします。

第７条　カードの紛失・盗難等
（１）(紛失時の届出、再発行料)
カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員はただちに組合へ通知するものとします。当組合は、会員の再発行依頼書の申請をもとにカードを再発行しますが、紛失の場合は、カードの再発行手数料として550円（税込）の負担をいただきます。また、カードの再発行により、以前に発行されたカードは無効になりますが、会員が該当カードを発見した場合は、速やかに発見したカードを当組合に提出するものとします。
（２）(再発行時のポイント移行)
カードの再発行に際しては、旧カードと新たなカードの会員が同一会員であることが認められた場合に限り、ポイントの移行を行うことができます。
（３）(免責事項)
カードの紛失･盗難･その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合、また、カードを用いて事業利用した場合、当組合は一切の責任を負いません。

第８条　サービス利用の停止等
（１）(ポイント制度の一時停止)
コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が利用できなくなる場合があります。
（２）(不正な利用等)
次のいずれかに該当するときは、当組合はカードの利用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上で引き渡しいただくものとします。
①不正な方法によりカードを取得し使用した場合
②カードが改ざん、偽造又は変造されたものである場合
③その他、本カードが不正に利用された場合
（３）(カードの機能停止)
カードのポイント機能は、不正利用防止のため、最後に使用した日の翌日から２年間経過した日に機能停止します。機能停止したカードをお持ちの場合は、当組合にお問い合わせください。

第９条　会員資格の喪失
(会員資格の喪失)
会員は、次の各号のいずれかひとつに該当した場合は、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。なお、会員資格を喪失したときは、ポイント残高はすべて消滅するものとします。
①組合員以外の会員が、最後にポイント取引又はカードを使用した日の翌日から２年間を経過した日が属する年度末。
②本規約に違反したとき。
③会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するに当たり、不正な行為があったとき。
④会員が暴力団等反社会的勢力と認められるとき。
⑤会員が組合の事業、施設の利用に当たり暴力団等反社会的勢力を同伴し、又は暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき。
⑥会員が実在しないことが判明したとき。

第 10条　届出事項の変更
(届出事項の変更)
会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届出ることとします。
なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第 11条　個人情報の収集・保有・利用
（１）(会員の同意)
会員は加入に当たり、以下の第２項から第５項について同意するものとします。
（２）(情報範囲)
当組合は、当組合が以下の情報の保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。
①会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等、連絡先に関する情報
②利用商品やサービスの種類･契約日･取引金額･期日等の利用･取引に関する情報
（３）(利用目的)
当組合は、第２項の情報を以下の目的で利用します。
①当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発
②当組合が取り扱う経済・信用・共済等の各事業、及び付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発
（４）(法令等に基づく情報提供)
当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続、又は監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
（５）(個人情報の委託)
当組合は、本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第 12条　退会
(退会)
会員は、当組合へ退会を届出るとともに、カードを返却することで随時退会できるものとします。
退会により、会員資格を喪失し、ポイント残高は消滅するものとします。

第 13条　規約の変更
（１）(規約の変更)
本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。
なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。
（２）(ポイント制度の運用の中断・終了)
ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。